		日号外	ページ
一三六	地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件	三一特7	三三
一三七	租税特別措置法施行規則第十八条の五第八項若しくは第十項第十一号又は第二十二条の七第八項若しくは第十項第十一号に規定する総務庁長官の行う証明に関する手続を定める件の一部を改正する件	三一特7	三三
	○総務省、農林水産省、国土交通省		
一二	過疎地域を区域とする市町村を公示する件	三一特8	一五
	○政治資金適正化委員会		
一三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	三	二
一四	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	三	三
一五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	六	四
一六	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	六	四
一七	〃	一六	二
一八	〃	一七	九
一九	〃	二七	三
二〇	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二九	三
二一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二九	三
二二	〃	三一	二
二三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	三一	二
	○法務省		
一一〇	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一	五
一一一	日本国に帰化を許可する件	一	五
一一二	除籍の一部が滅失した件	二	三
一一三	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	六	四
一一四	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	六	四
一一五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	八	三
一一六	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件	四	二
一一七	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件	七	二
一一八	日本国に帰化を許可する件	七	二
一一九―一二四	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	九	三
一二五	日本国に帰化を許可する件	一三	三
一二六	除籍が滅失した件	一三	二
一二七	原戸籍の一部が滅失した件	一三	三
一二八	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件	一三	三
一二九	日本国に帰化を許可する件	一三	三
一三〇	戸籍が滅失した件	一四	一
一三一	除籍が滅失した件	一四	二
一三二―一三六	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	一四	二
一三七	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件	一五	二